

東海第二設置変更許可の審査に係る東海発電所への約束事項の反映について

東海第二設置変更許可の審査に係る東海発電所への約束事項等については、敦賀発電所 1 号炉の以下の記載を参考に、東海第二発電所の審査動向を踏まえ、東海第二の設置変更許可の運用開始までに、東海発電所の廃止措置計画及び原子炉施設保安規定の変更認可手続き、並びに必要な対策工事を行うこととする。

以下に現状の敦賀発電所 1 号炉の記載例を示す。

<敦賀発電所 1 号炉廃止措置計画認可申請書（抜粋）（H29.4.19 認可）>

五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体方法

1 基本方針

(4) 施設の解体に当たっては、2号炉の保安のために必要な施設（可搬型重大事故対処設備の保管場所及びアクセスルートを含む。）の機能に影響を及ぼさないことを確認した上で、工事を実施する。また、2号炉を運転する上で廃止措置計画へ反映する内容が明確になった場合は、変更認可を受ける。

4 解体の対象となる施設及びその解体方法

4. 2 解体の方法

(1) 原子炉本体等解体準備期間

a. 原子炉解体に干渉する施設の解体

(略)

解体に当たって講じる安全確保対策は以下のとおり。

(略)

- ・維持管理している施設及び2号炉の保安のために必要な施設（可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルートを含む。）の機能に影響を及ぼさないことを確認した上で行う。

<敦賀発電所原子炉施設保安規定（抜粋）（H29.4.19 認可）>

第 1 編 1 号炉

第 4 章 廃止措置管理 第 4 節 廃止措置管理

(工事の計画及び実施)

第 7 4 条 (略)

2. 廃止措置工事グループマネージャーは、工事計画を策定するに当たり、工事の内容が、2号炉の保安のために必要な機能に影響を及ぼさないことを確認する。

(略)

以 上